(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に 規定する身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に 対し、補聴器を給付することにより、軽度・中等度難聴児の健全な発育 を支援するとともに、その保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的 とする。

(実施主体)

第2条 登別市軽度・中等度難聴児補聴器給付事業(以下「給付事業」という。)の実施主体は、登別市とする。

(給付の対象者等)

- 第3条 給付事業の対象者(以下「対象者」という。)は、第5条に規定する申請の時点において次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - (1)市内に住所を有する18歳未満の児童
 - (2)両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の 対象とならない者
 - (3)急性疾患等による一時的な聴力低下ではなく、治療により聴力が回復する見込みがない者
 - (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師 が判断する者
 - (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第150号) その他の法令 に基づく給付により、給付事業による給付に相当するものを受けられ ない者
 - (6) 第5条に規定する申請のあった日の属する年度(申請のあった日の属する月が4月から6月までにおいては前年度)の市民税所得割額が 46万円以上の者が対象者と同一の世帯にいないこと
- 2 給付事業による給付を受けている者のうち給付を受けた日から起算して5年を経過していない者は、給付事業による新たな給付を受けることができないものとする。ただし、5年を経過する前に、修理不能、聴力レベルの変化その他の理由により、給付事業により給付された補聴器の使用が困難となったときは、この限りでない。

(補聴器の種目、種類及び給付額)

第4条 給付事業により給付する補聴器の種目、種類及び給付額は、別表 に掲げるとおりとする。

(申請)

- 第5条 給付事業の給付を受けようとする者(対象者を現に扶養及び監護している者を含む。以下「申請者」という。)は軽度・中等度難聴児補聴器給付申請書(別記様式第1号)に必要書類を添えて、登別市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請があったときは、補聴器の給付の要否を決定する ため、当該申請の内容について速やかに審査するものとする。

(給付等の要否決定)

- 第6条 市長は、前条第2項の審査の結果に基づき補聴器の給付の要否を 決定するものとする。
- 2 市長は、前項の要否を決定したときは、当該申請者に対し、登別市軽度・中等度難聴児補聴器給付決定通知書(別記様式第2号。以下「給付決定通知書」)又は登別市軽度・中等度難聴児補聴器不給付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により給付を決定したときは、軽度・中等度難 聴児補聴器給付券(別記様式第4号。以下「給付券」という。)を申請 者に交付するものとする。

(補聴器の給付)

第7条 前条第1項の規定により給付事業の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、給付券に記載の有効期限までに補聴器の販売等を業とする者(以下「業者」という。)に給付券を提出し、補聴器の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第8条 給付決定者は、補聴器の購入等に要する費用の額から別表に定める給付額を控除した額を業者に直接支払うものとする。

(費用の支払い)

第9条 業者は、給付決定者に補聴器を納付した日の属する月の翌月の末日までに別表に定める給付の額を記載した請求書に給付券を添付して市長に請求するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 対象者及び給付決定者は、補聴器を給付事業の目的に反して使

用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (給付の取消し)

- 第11条 市長は、対象者又は給付決定者が不正若しくは虚偽の申請により給付の決定を受けたとき、又は前条の規定に反したときは、第7条の規定による給付の決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項に規定する給付の取消を決定したときは、給付決定者に対し給付に要した費用を上限にその損害の賠償を求めることができる。 (台帳の整備)
- 第12条 市長は、給付した補聴器の状況を把握するため、軽度・中等度 難聴児補聴器給付台帳(別記様式第5号)を整備するものとする。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成27年告示第233号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

種	種 類	給 付 額								
目										
	耳かけ型、ポケッ	障害者の日常生活及び社会生活を総合								
	ト型、耳あな型な	的に支援するための法律(平成17年法律								
	ど(必要に応じて	第123号) に基づく補装具の種目、購入								
	 イヤーモールドの	又は修理に要する基準(以下「基準」とい								
購	追加を認める)	う。)に定める「高度難聴用耳かけ型補聴								
,		器」の購入基準額(イヤーモールドを追加								
入		する場合は、基準に定める修理基準の表に								
		掲げる交換の額を加算した額)の100分								
		の104.8に相当する額と補聴器の購入								
		に要した額のいずれか低い額の3分の2								
		(10円未満切捨て)								
	耳かけ型、ポケッ	基準に定める「耳かけ型補聴器」の修理								
	ト型、耳あな型な	基準((ポケット型、耳あな型補聴器など)								
	ど	については、耳かけ型の修理基準にある部								
1.45		品はこの修理基準を適用するとともに、耳								
修理		かけ型基準にない部品については給付対								
理		象外とする。)の100分の104.8に								
		相当する額と補聴器の修理に要した額の								
		いずれか低い額の3分の2(10円未満切								
		捨て)								

別記様式第1号(第5条関係)

登別市軽度·中等度難聴児補聴器給付(購入·修理)申請書 年 月 日

登別市長 様

(申請者)

住 所 氏 名 対象者との続柄

電話番号

次のとおり登別市軽度・中等度難聴児補聴器給付事業実施要綱第5条の 規定に基づき申請します。

補聴器の給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他の資料について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

	住 所							
	フリガナ							
対 象 者	氏 名							
	4. 左 日 日	fr:		н	性		電話	
	生年月日	年	月	日	別		番号	
購入 •	修理を							
希望する								
	名 称							
希望する 業 者	所 在 地							
	電話番号				フ	アクス		

【添付資料】

耳鼻咽喉科医師が作成した登別市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等支給意見書及び業者が作成した見積書を添付すること。

別記様式第2号(第6条関係)

登別市軽度 • 中等度難聴児補聴器給付決定通知書

年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日付で申請のありました登別市軽度・中等度難聴児補聴器給付申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

	住			所												
対	フ	IJ	ガ	ナ												
象	氏			名												
者	生	年	月	日				生			電言					
							7.	别			番	号				
支	糸	2	番	号			3	支 糸	合決 定	日						
決	范	<u> </u>	内	容												
業	名			称												
者	所		在	地												
白	電			話												
基		準		額	見	積	額	利	用者	負担	旦額	公	費	負	担	額

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、登別市を被告として(訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

登別市

住所 登別市中央町6丁目11番地

電話番号

登別市

登別市中央町6丁目11番地

電話

ファックス

別記様式第3号(第6条関係)

登別市軽度 • 中等度難聴児補聴器不給付決定通知書

年 月 日

申請者 住所

氏名

様

登别市長

印

年 月 日付で申請のありました登別市軽度・中等度難聴児補聴器給付申請については、次の理由により不給付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 不給付の理由

教示

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として(訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

登別市

住 所 登別市中央町 6 丁目 11 番地

電話番号

登別市軽度 • 中等度難聴児補聴器給付券

支	給	番	号						支給年	月日						
氏			名						生 年	月日						
住			所													
決定者氏名										続	柄					
補聴器の名称																
修	理	部	位													
		名	称													
業	者	所在	地													
		電	話													
基	维	É	額	見	積	額	利	用者負	負担額	公費	負担	旦額	有	効	期	限
上記	0) }	こおり) 決	定すん	る。											
		年		月		日										
										:	登別	市長				
						Ā	至		領							
受 領 年月日				受制	頁者氏	名				印	印 対象者					

登別市 登別市中央町6丁目11番地 電 話 ファクス